

「地デジ難民」を生まないための抜本的支援を求める意見書

テレビのアナログ放送を停止する「デジタル完全移行」が1年後に迫っている。政府はそれまでに、テレビの買い換えやアンテナの設置などを終えるよう、国民に求めている。

いまだ、完全移行にはさまざまな問題が残されているのに、政府は無理を承知で計画を強行している。このままでは、テレビが見られなくなる「テレビ難民」が大量に生み出される。政府は、視聴者を切り捨てる「2011年7月24日完全移行」へのこだわりをやめ、問題解決が優先されるべきである。

「経済的負担が大きい」、「多機能デジタルテレビは年寄りには使いこなせない」、「まだ使えるアナログテレビがもったいない」。全国消費者協会連合会のアンケート調査などにあらわれた問題の難しさを政府は、直視する必要がある。

地デジ対応のテレビやチューナーなどの受信機を保有する世帯は、83.8%で、完全普及には依然として困難があり、重大なのは年収200万円未満の世帯では67.5%の保有率にとどまり、切り捨てられる多くが低所得者である。

政府は、生活保護世帯などへの地デジ用チューナーの無償配布は、周知が徹底しないなどで、申請は6月末の締め切りまでに想定対象世帯数の3分の1程度にとどまり、配布事業をことし末まで延長した。

都心部では、集合住宅などの共聴設備が地デジに対応していない問題がある。ビル陰での電波障害で、原因特定が困難なことなどから、地デジ対応済みの共聴設備は4割台にとどまっている。難視聴状況を変える東京墨田区に建設中の新電波塔「スカイツリー」の運用は、2012年の春である。

政府は、計画実施は「可能だ」としているが、問題は複雑で、1年で解決できるものではない。視聴者の切り捨ては許されない。地デジ対応受信機の普及や買い換えが進み、条件が熟すまで、完全移行を延期すべきである。

国民の費用負担の軽減措置を拡充する必要がある。低所得世帯への無償チューナー配布を住民税非課税世帯や低年金の高齢者世帯などにも対象を広げるべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、問題の解決を当事者任せにせず、支援体制を抜本的に強めることを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年9月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子